

いる。

議案第80号

少年指導センター設置条例の廃止条例

初雁自由政令会 | 無所属

問 条例の廃止により、これまで少年指導センターの業務として行っていた補導業務等への影響はあるのか。

答 街頭補導活動、相談業務はこども育成課の事業として継続することから、影響はないと考えている。

問 街頭補導に従事する人材はどのように確保しているか。

答 少年補導員は、地域活動の延長や、地域の人からの誘いなど、さまざまなきっかけを通じて従事している。

問 青少年に関する施策における課題への対応について、どのように考えているか。

答 子どもを取り巻く状況として、貧困、虐待、不登校、いじめなどさまざまな課題があることを認識している。このような課題が複合的に重なっている場合もあり、個々の状況に応じたきめ細やかな支援が必要と考える。



街頭補導活動を行う少年補導員

問 昭和47年に設置され、長年青少年育成に尽力してきた少年指導センターの役割について伺う。

答 子どもたちへの帰宅誘導を中心とした声掛けを行う街頭補導活動により、非行防止や犯罪被害の防止を図るとともに、青少年相談により不安や困り事に対応し、青少年の健全育成を図っている。

問 少年指導センターの廃止後、業務等はどうなるのか。

答 センター廃止後の街頭補導および相談活動は、こども育成課の業務として、引き続き実施していく。なお、街頭補導や相談活動に関し、紙面で活動内容の周知を図ってきたが、業務の見直しに合わせて、ホームページやSNSでの情報発信に努め、より多くの市民に活動内容を知ってもらえるよう努力したい。

議案第82号

国民健康保険税条例の一部改正

初雁自由政令会 | 無所属 | 日本共産党

討論あり

問 均等割額を引き上げる理由を伺う。

答 本市の均等割額は埼玉県が示す標準保険税率に対し、

不足しているため、段階的に改定するものである。

問 税率等改定後の課税の状況について伺う。

答 国民健康保険税収の増額分と法定繰り入れの増額分を合わせて約3億2390万円の赤字削減効果を見込む。所得割と均等割の税額比率である賦課割合は現行税率の試算で62対38、改定後は59対41になる見込みで、標準保険税率に県が用いている53対47にさらに近づくものと見込む。

問 県内統一のために負担増で標準保険税率との乖離を埋めようとしている。今後の負担について伺う。

答 急激な負担増とにならないよう、段階的にバランスよく引き上げ、負担の平準化を図る。

問 物価高騰等で市民生活が苦しい中での改定は大丈夫か。

答 国民健康保険税には、低所得者に対する軽減措置や生活困窮世帯などへの減免制度がある。生活が苦しい国保加入者から相談があった場合は、制度の適正な措置と相談者に寄り添う対応に今後も努める。

問 モデルケースで保険料が改正前と改正後ではどれくらい上がったのか。

答 65歳以上の単身世帯で所得300万円の場合2800円増、65歳以上の夫婦世帯で所得300万円の場合8100円増、40歳以上の夫婦と子ども2人の世帯で所得300万円の場合2万1300円の増である。

問 市民生活が大変な今の状況で値上げをするべきではないと考えるが、市長の見解は。

答 今般の社会情勢においても、赤字がさらに増大し、将来の負担とならないよう、また、今後の保険税水準の統一に向け、段階的な見直しを図る上で、必要な改定であると考えている。

議案第83号

学校部活動地域連携・地域移行推進基金条例

初雁自由政令会 | 公明党 | 無所属 | 日本共産党

問 地域連携、地域移行に当たっての本市における課題について伺う。

答 地域連携では、部活動指導員等として、学校部活動の意義を理解し、適切に指導をすることができる人材の確保が課題である。地域移行では、地域クラブ活動をどのような形態で運営していくのかといった課題、指導者を量的、質的にどのように確保していくのかといった課題、費用の設定と保護者等の負担軽減についてどのように制度設計していくのかといった課題などを想定している。

問 基金活用に当たって想定している経費について伺う。

答 地域連携では、主に部活動指導員に係る経費を想定し